

新旧対照表

別紙 「発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業の実施について」（平成 26 年 5 月 7 日障
発 0507 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（抄）

（変更点は下線部）

改正案	現行
<p>(別紙)</p> <p>発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業の内容</p> <p>(1) 発達障害児者支援開発事業</p> <p>① (略)</p> <p>② 発達障害児者支援モデル事業の内容</p> <p>発達障害児者が、地域住民等との間で課題や困り事が生じた際に当該課題の深刻化の予防、再発防止等の支援手法の開発及び既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害のある者（例：強度行動障害のある者、長期のひきこもりなど）に対して、それらの障害の予防・改善のための支援手法の開発を行う。具体的には以下のテーマのうち少なくとも1つを含むものとする。</p>	<p>(別紙)</p> <p>発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業実施要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 事業の内容</p> <p>(1) 発達障害児者支援開発事業</p> <p>① (略)</p> <p>② 発達障害児者支援モデル事業の内容</p> <p>発達障害児者のうち既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害のある者（例：強度行動障害のある者、長期のひきこもりなど）に対して、それらの障害の予防・改善のための支援手法の開発を行う。具体的には以下のテーマのうち少なくとも1つを含むものとする。</p>

ア 地域で暮らす発達障害者に課題や困り事が生じた際に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応を行うための効果的な支援手法の開発

(例 トラブルが起きにくい地域作りや深刻なトラブルへの支援の方法 など)

イ 行動障害・二次的障害の「予防」のための効果的な支援手法の開発

(例 児童期の早い段階における支援に成人期支援の知見を反映させる方法の開発 など)

ウ 行動障害・二次的障害の「改善」のための効果的な支援手法の開発

(例 家庭内暴力や引きこもりなどの状態にある発達障害児者に対する支援方法の開発 など)

③ 留意事項

支援手法の開発に当たっては、必要に応じて、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を提供する際にそれらの手法による支援を試行し、有効性の確認を行うこと。

3 (1) ② (ア) のテーマについては、国立障害者リハビリテーションセンターで実施している発達障害地域支援マネジャー研修会（応用研修）の困難事例に対応する人材育成に係る内容を念頭において検討すること。

ア 行動障害・二次的障害の「予防」のための効果的な支援手法の開発

(例 児童期の早い段階における支援に成人期支援の知見を反映させる方法の開発 など)

イ 行動障害・二次的障害の「改善」のための効果的な支援手法の開発

(例 家庭内暴力や引きこもりなどの状態にある発達障害児者に対する支援方法の開発 など)

③ 留意事項

支援手法の開発に当たっては、必要に応じて、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等を提供する際にそれらの手法による支援を試行し、有効性の確認を行うこと。

(2) 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業

① (略)

② 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業の内容

都道府県市は、管内全域における重症心身障害児者の地域支援体制の整備を広域的に推進するため、地域への間接的支援を行う「重症心身障害児者支援センター」として、次のア及びイの取組を実施するものとし、必要に応じ、ウの取組を実施できるものとする。ただし、地域の実情等によりイの取組を実施することが困難な場合には、イの取組に代えてウの取組を実施することができることとする。

ア 地域の重症心身障害児者支援体制構築等に対する支援

都道府県市内において重症心身障害児者の地域支援体制が構築され、重症心身障害児者に対する効果的な支援が行われるよう、連携体制が構築されていない圏域や市町村の地域に対し、医療、福祉、教育等の関係機関の連携体制の構築のための助言その他の必要な支援を行う。また、既に一定の連携体制が構築されている圏域や市町村の地域に対し、重症心身障害児者ごとの個別支援がより効果的に行われるよう、関係機関の協働方法についての助言その他の必要な支援を行う。

イ 重症心身障害児者に関わるコーディネーター育成

地域の重症心身障害児者に関わる障害福祉サービス等の利

(2) 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業

① (略)

② 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業の内容

都道府県市は、管内全域における重症心身障害児者の地域支援体制の整備を広域的に推進するため、地域への間接的支援を行う「重症心身障害児者支援センター」として、次のア及びイの取組を実施する。なお、必要に応じ、ウの取組を実施できるものとする。

ア 地域の重症心身障害児者支援体制構築等に対する支援

都道府県市内において重症心身障害児者の地域支援体制が構築され、重症心身障害児者に対する効果的な支援が行われるよう、連携体制が構築されていない地域に対し、医療、福祉、教育等の関係機関の連携体制の構築のための助言その他の必要な支援を行う。また、既に一定の連携体制が構築されている地域に対し、重症心身障害児者ごとの個別支援がより効果的に行われるよう、関係機関の協働方法についての助言その他の必要な支援を行う。

イ 重症心身障害児者を支援する人材育成

地域の重症心身障害児者を支援する人材を育成するため、

用に関し、医療その他の関係機関との連絡調整等を行い、重症心身障害児者の地域生活を総合的に支援するためのサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の作成等を行う者（コーディネーター）を育成するため、相談支援専門員等を対象として研修を実施する。

なお、研修の実施に当たっては、平成27年度厚生労働科学研究において開発・作成された重症心身障害児者等コーディネーター育成研修及び重症心身障害児者等支援者育成研修のテキスト等を活用するものとする。

ウ （略）

③ 留意事項

ア この事業の実施に当たっては、重症心身障害児者の地域支援の他、人工呼吸器を装着している障害児などの日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）に対する地域支援にも資するよう留意すること。

イ 地域における重症心身障害児者の支援体制については、平成24年度から平成26年度までに実施された重症心身障害児者の地域生活モデル事業及び平成27年度に実施された重症心身障害児者支援体制整備モデル事業における取組を参考とすること。

4・5 （略）

児童指導員、保育士、看護師、医師、教員等を対象として研修を実施する。

なお、研修の実施に当たっては、「在宅重症心身障害児者を支援するための人材育成プログラム開発事業」（平成26年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業）において開発・作成された重症心身障害児者支援者養成研修プログラム及び重症心身障害児者支援者養成研修テキストを活用するものとする。

ウ （略）

③ 留意事項

地域における重症心身障害児者の支援体制については、平成24年度から平成26年度までに実施された重症心身障害児者の地域生活モデル事業における取組を参考とすること。

4・5 （略）